家庭用省エネ設備等導入支援事業費補助金

― 募集要領 ―

【交付申請受付期間】

令和８年８月５日（水）１０時～令和９年５月２４日（月）17時必着

【コールセンター開設期間】

令和８年８月５日（水）～令和９年６月３０日（水）

【補助対象設備の設置完了期限】

令和９年５月３１日（月）

【実績報告書提出期限】

令和９年６月１５日（火）１７時必着

※ 交付申請は、予算の範囲内で、形式要件が整ったものから先着順に受付します。

※ 予算を超える申請があった場合、予告なく受付を締め切ります。御了承ください。

【問合せ先】

事務委託先：やまなし家庭用省エネ設備等補助金事務局

所　在　地：〒400-0058

甲府市宮原町608-1㈱サンニチ印刷BPOセンター内

電 話 番 号：050-5784-5561

Mail：syoene@sannichi-p.co.jp

受 付 時 間：平日　１０時～１９時、土曜日　１０時～１７時

（日曜日・祝日及び１２月２９日～１月３日は除く）

【事業詳細（県ホームページ）】

山梨県／家庭用省エネ設備等導入支援事業費補助金

https://www.pref.yamanashi.jp/chiiki-ene/kateiyousyouenesetsubitou.html

山梨県 森林環境部 森林環境政策課 地域エネルギー推進室

令和８年１０月１５日

申請にあたっての注意事項

本補助金の申請にあたっては「山梨県補助金等交付規則」、「家庭用省エネ設備等導入支援事業費補助金交付要綱」及び本要領に基づきますが、以下の事項について十分に御理解いただき、申請してください。

1　本補助金は、原油価格の高騰による影響を受けにくい暮らしを実現するため、省エネルギー設備、再生可能エネルギー自家消費設備等の導入を支援することが目的です。申請は予算の範囲内で受け付け、提出書類に基づき、事業計画内容や導入設備等を審査した上、申請受付後１か月を目安に交付決定等を行います（ただし、事前着手届を提出することで、交付決定前に設備の購入（契約）を行うことができます。）。申請された内容が補助対象経費であっても、必ずしも交付決定されるものではありません。交付決定とならなかった場合、申請に要した費用は申請者自己負担となります。

2　交付決定となった場合でも、交付決定通知で定める期限までに設備の設置を完了できない場合は補助金の支給はできません。期間内に設備導入（設置）が完了できるよう計画を立てて申請してください。

3　本補助事業は、交付決定された内容で実施する必要がありますが、補助事業を実施する中で、補助事業の内容の変更を希望する場合には、あらかじめ変更の承認を受けなければなりません。承認を受けずに事業を実施した場合や、変更が認められない場合は、交付決定を取り消すことがあります（ただし、軽微な変更を除く。）。

4　この補助金により取得した財産については、補助事業終了後も一定期間は処分（補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限され、適切に管理しなければなりません。処分する場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還いただくことがあります。

5　この補助金に関する収入・支出の帳簿や証拠書類は補助事業が完了した県会計年度の翌年度から起算して５年間、他の書類と区分して保管しなければなりません。

6　補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に事実と異なる記述は行わないでください。虚偽の申請や不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の決定の取り消しを行うとともに、支払い済みの補助金のうち、取り消し対象となった額を返還しなければなりません。補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 29 条から第 33 条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。

7　補助事業の進捗状況や補助金使用経費の検査のため、補助事業実施期間中及び完了後に、県や国の機関が実地検査に入ることがあります。なお、検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

8　補助金を申請するにあたり、各種関係法令を確認した上で交付申請をしてください。補助金の交付決定があった場合でも、実績報告時に各種法令を遵守されていないことが判明した場合は、交付決定を取り消します。

【目次】

０.申請にあたっての注意事項

１.補助金の概要

（１）趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）～（７）概要（要綱第３条から第５条まで）　・・・・・・・・・１～７
（８）主な手続の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

２.補助金の交付申請の手続き

（１）交付申請（要綱第６条）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（２）交付決定及び通知（要綱第７条）　・・・・・・・・・・・・・・・・11
（３）交付決定前の事前着手について（要綱第９条）　・・・・・・・・・・11

３.補助金の交付決定後の手続き

（１）補助対象期間について（要綱第７条・第８条）　・・・・・・・・・・12
（２）交付申請の変更等（要綱第８条）　・・・・・・・・・・・・・・・・12
（３）実績報告書（要綱第１０条）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（４）年度終了実績報告書（要綱第１０条）　・・・・・・・・・・・・・・16
（５）額の確定及び支払（要綱第１１条及び第１２条）　・・・・・・・・・16

４.補助金の支払後の手続き

（１）交付決定の取消等及び返還（要綱第１３条及び第１４条）　・・・・16
（２）書類の保管（要綱第１５条）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（３）検査等（要綱第１６条）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（４）財産の管理等（要綱第１７条）　・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（５）財産処分の制限（要綱第１８条）　・・・・・・・・・・・・・・・・17
（６）調査等への協力（要綱第１９条）　・・・・・・・・・・・・・・・・17

５.提出方法・提出先・問い合わせ先

（１）提出方法・提出先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（２）問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

６.補助対象設備となる機種の調べ方について

補助対象設備となる機種の確認方法　・・・・・・・・・・・・・・・・19～23

再エネ設備導入支援事業費補助金申請要領

１． 補助金の概要

（１） 制度の趣旨（要綱第１条）

本補助金は、原油価格の高騰による影響を受けにくい暮らしを実現するため、省エネルギー設備、再生可能エネルギー自家消費設備等の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行うものです。

（２） 補助対象者（要綱第３条）

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」といいます。）は、別表第１（１）に定める「省エネ設備」を導入する場合は次の（ア）、別表第１（２）に定める「再エネ設備」を導入する場合は（イ）の要件をすべて満たす個人とします。また、いずれの場合も、共通要件（ウ）及び（エ）のいずれも満たす必要があります。

一　省エネ設備を導入する者

（ア）山梨県内に居住する者であること。

二　再エネ設備を導入する者

（イ）山梨県内に居住し、戸建て住宅（個人が生活の本拠とする住宅のうち、共同住宅及び長屋以外の一戸の独立した住宅）に補助対象設備を設置可能である者。

三　共通要件

（ウ）山梨県暴力団排除条例（平成２２年山梨県条例第３５号）に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（エ）別に定める誓約書の記載事項を遵守すること。

（３） 補助対象事業等（要綱第４条）

補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が、別表第１（１）及び別表第１（２）に掲げる設備（以下「補助対象設備」という。）を購入し、住宅に導入する事業のうち知事が認めたものとする。

ただし、別表２掲げるいずれにも該当しない事業であることとします。

【補助対象設備となる機種の調べ方について】

各設備について、補助対象となる具体的機種については、次の方法で確認してください。

①メーカーHPやカタログで、購入予定機種の省エネ性能等の要件（仕様）を確認する。

②「６． 補助対象設備となる機種の調べ方について（Ｐ２０～）」に示す方法で、対象となる機種を確認する。

別表第１（１）　補助対象設備の要件（交付要綱第４条関係）

区分	補助対象設備	要件
一　省エネ設備	エコキュート	省エネ法上のトップランナー制度における、2025 年度目標基準値以上の性能を備えたもの
	エコジョーズ	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が 94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が 83.7%以上であること
	エネファーム	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品であり、インターネットに接続可能な機種で、気象情報と連動することで、停電が予想される場合に稼働を停止しない機能を有するものであること
	ハイブリッド給湯機	・熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器であること ・一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が 108%以上のものであること
	太陽熱温水機	強制循環式のもので、JIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること）
	高効率エアコン（小）	・経済産業省 資源エネルギー庁が定める「統一省エネラベル」において省エネ性能（目標年度 2027 年基準）☆3.0 以上、又は、2027 年度省エネ基準達成率 100%以上 ・暖房能力 3.6kW 未満の機種
	高効率エアコン（大）	・経済産業省 資源エネルギー庁が定める「統一省エネラベル」において省エネ性能（目標年度 2027 年基準）☆3.0 以上、又は、2027 年度省エネ基準達成率 100%以上 ・暖房能力 3.6Kw 以上の機種
	ペレットストーブ	・一般社団法人日本ペレットストーブ工業会が定めるペレットストーブの定義（令和 6 年 11 月 21 日付け：一部改訂）に適合する機種であること ・過去にペレットストーブ設置の施工実績があり、保守点検の実施体制を有する事業者から購入し設置すること
	各設備共通	・いずれの設備も未使用品であること ・リース品ではないこと ・その他知事が特別に認める規格のもの

別表第１（２）　補助対象設備の要件（交付要綱第４条関係）

区分	補助対象設備	要件
二　再エネ設備	おひさまエコキュート	・インターネットに接続可能な機種で、昼間の再エネ電気を積極的に自家消費する機能を有するもの ・おひさまエコキュートとして販売されているもの
	Ｖ２Ｈ	・国が実施する「充電設備・V2H 充放電設備・外部給電器補助金」事業において、補助対象とされている設備であること
	各設備共通	・補助対象設備を導入する住宅に、既に太陽光発電設備が設置されているか、または導入予定（導入にかかる契約済）であること ・いずれの設備も未使用品であること ・リース品ではないこと ・その他知事が特別に認める規格のもの

別表第２　次に掲げるいずれにも該当しない事業であること（交付要綱第４条関係）

	交付対象外の事業
1	中古品に該当する設備を導入するもの
2	技術開発、実証実験その他これらに類する事業を実施するもの
3	設備及びその設置方法等が、関係法令、ガイドライン等を遵守しないもの
4	各補助対象設備について、導入に要する費用総額（設備本体費、工事費等を含み、公租公課を除く。）から、他の補助金の交付額を差し引いた額（自己負担額）が、補助金の交付額（以下「補助額」という。）以下であるもの
5	交付要綱第９条で定める手続きを行わず交付決定前に契約等を行うもの
6	国又は他の地方公共団体による補助金等の交付を受ける場合であって、本補助金との併用が認められていないもの（※１）
7	別に定める期限までに補助対象設備の設置完了が見込めないもの
8	その他、本補助金の趣旨、交付の目的及び併用しようとする補助金の要件等に照らして知事が適当でないと認めるもの

【他の補助金との併用について】

・本補助金は、国が実施する「みらいエコ住宅」、「給湯省エネ」及び「賃貸集合給湯省エネ」の各補助金との併用を妨げません。

・上記以外の補助金等（市町村の一般財源を活用した補助金など）との併用については、当該補助金等の交付要綱等において、併用が可能となっているかを確認した上で申請してください。

・また、国や市町村の補助金を併用する場合には、必ず交付申請書（様式第１号別紙）に併用する補助金を記載してください。

（６）　補助対象設備の設置場所

補助対象設備の設置場所は、補助対象者が居住する山梨県内の既存住宅及び新築住宅とします。ただし、新築住宅の場合には、実績報告時において、申請者の居住の実態が確認できることとします。

また、共同住宅及び長屋については、居住者及び物件の所有者（オーナー）も、申請者となることができます。ただし、物件の所有者（オーナー）については、不動産の貸付けの規模が、次の（ア）又は（イ）のいずれかの基準にあてはまる場合には、本補助金の対象とはなりません。

【基準】

（ア）　貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること。

（イ）　独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること。

（７）　補助金の交付額（要綱第５条）

補助額は、補助対象設備別に別表第３に掲げる金額とし、予算の範囲内で交付します。

別表第３　補助金の交付額（交付要綱第５条関係）

区分	補助対象設備	補助額
一　省エネ設備	エコキュート	１台当たり　40,000 円
	エコジョーズ	１台当たり　20,000 円
	エネファーム	１台当たり　120,000 円
	ハイブリッド給湯機	１台当たり　80,000 円
	太陽熱温水機	１台当たり　60,000 円
	高効率エアコン（小）	１台当たり　10,000 円
	高効率エアコン（大）	１台当たり　20,000 円
	ペレットストーブ	１台当たり　110,000 円
二　再エネ設備	おひさまエコキュート	１台当たり　80,000 円
	Ｖ２Ｈ	１台当たり　110,000 円

【補助額の算出方法の例】

（例１）エコキュートを１台導入する場合

・エコキュート（1台）：40,000円

・申請額　　：40,000円

（例２）エコキュートを１台と高効率エアコン（小）を２台導入する場合

・エコキュート(1台)　　：40,000円

・高効率エアコン（小・２台）　：10,000円×２台

・申請額　　：60,000円

【複数設備の申請について】

１回の申請につき、複数の設備について申請が可能です。ただし下記（例３）に示すように、通常、１つの住宅につき１台設置すれば足りる設備（エコキュートやエネファーム）を複数台申請する場合や、エアコンの台数が設置する住宅の規模に対し過剰であると思われる場合には、設置する住宅の図面や事業計画等についての追加提出を求める場合があります。

（例３）申請内容が過剰であると判断される場合

エコキュート１台、エネファーム1台、高効率エアコン（大）を１台導入する場合（エコキュート及びエネファームはいずれも給湯設備であり複数台の設置には疑義が生じる）

・エコキュート(1台)　：　40,000円
・エネファーム（1台）　：120,000円
・高効率エアコン（大・１台）　：　20,000円
・申請額　：180,000円

【複数回の申請について】

従前（同一事業期間含む）に本補事業で交付決定を受けた設備を導入した者であっても、同一期間内に複数回の申請を行うことができます（例４）。

ただし、通常、１つの住宅につき１台設置すれば足りる設備（エコキュートやエネファーム）を複数台申請する場合や、エアコンの台数が設置する住宅の規模に対し過剰であると思われる場合には、設置する住宅の図面及び事業計画について
の追加提出を求める場合があります。

（例４）同一の者が、２回目の申請を行うことも可能

・令和８年８月に、本補助金を利用してエアコン（小）を導入済み
・令和９年１月に、本補助金を利用しておひさまエコキュートを申請

【自己負担額が本補助制度の補助額以下の場合】

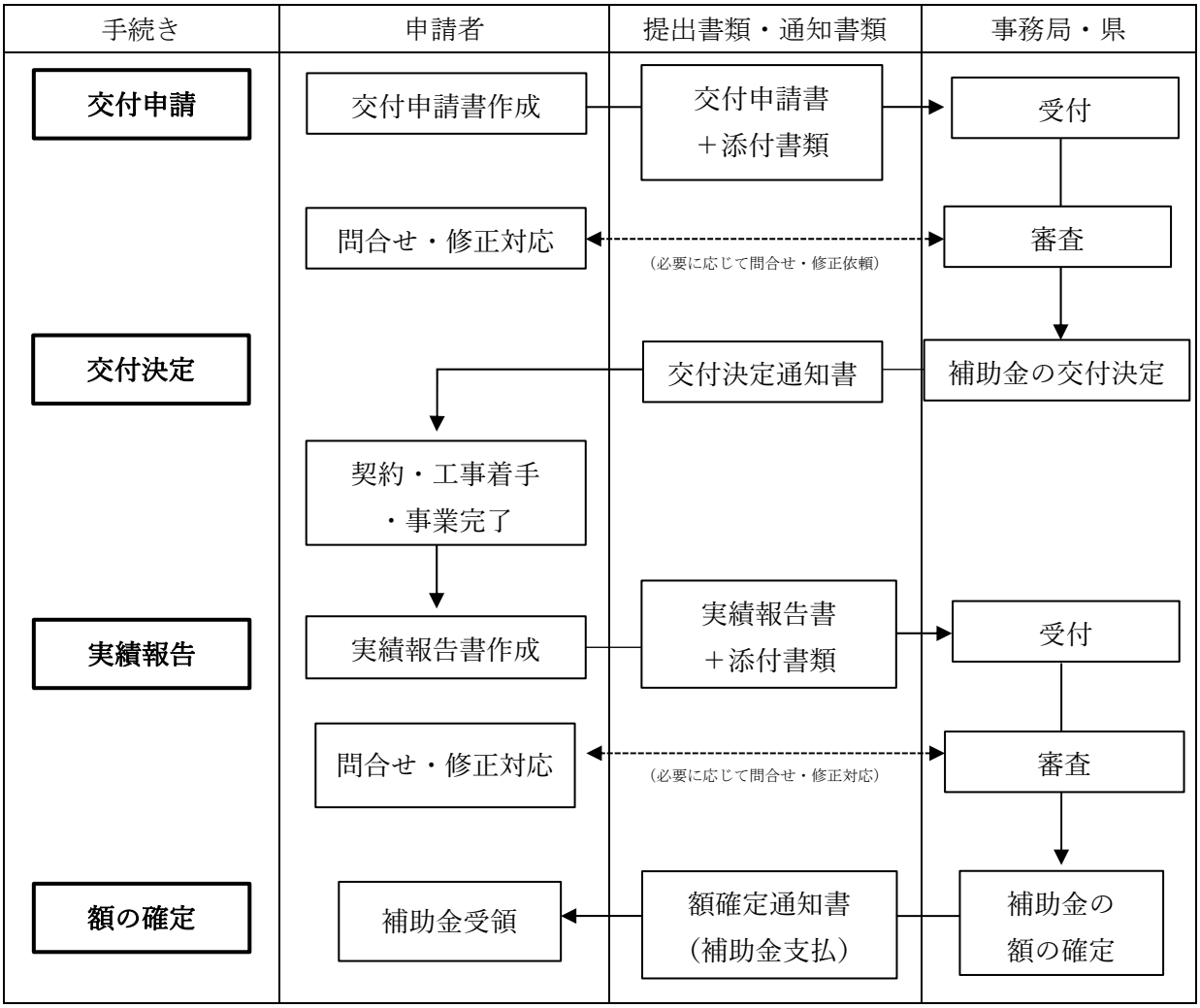
各補助対象設備について、導入に要する費用総額（設備本体費、工事費等を含み、公租公課を除く。）から、他の補助金の交付額を差し引いた額（自己負担額）が、補助額以下であるものは、対象となりません。

（例５）補助対象設備の導入にかかる自己負担額が補助額以下の場合

・ペレットストーブの本体及び設置にかかる費用の合計（公租公課を除く）
120,000円・・・（ア）
・他の補助金の交付額　40,000円・・・（イ）
・（ア）―（イ）：自己負担額　80,000円・・・（ウ）
・ペレットストーブの補助額　110,000円・・・（エ）
・（ウ）＜（エ）

補助対象設備の導入にかかる自己負担額（ウ）が、補助額（エ）以下となるため本補助金の交付対象になりません。なお、他の補助金の利用が無い場合（他の補助金が０円の場合）も同様のケースでは、交付対象になりません。

（８）　主な手続の流れ（注）



（注）上記の図では、補助金の交付申請の受付開始日（令和８年８月５日）以降に補助金の交付決定をもって契約等を行う事業であって、「交付申請の変更等（要綱第８条)」等の手続が発生しない場合における「主な手続の流れ」を例示しています。

なお、工事日程の確保が難しく、早期に契約・着手しなければ適切な施工時期を確保できない等、交付決定を待たず対象設備を購入する場合には、Ｐ１１の「２（３）交付決定前の事前着手について」により手続をおこなってください。

２．　補助金の交付申請の手続

（１）　交付申請（要綱第６条）

・受付期間

令和８年８月５日（水）１０時～令和９年５月２４日（月）17 時必着

【交付申請における注意事項】
・交付申請は、予算の範囲内において形式要件が整ったものから先着順に受付します。
・予算を超える申請があった場合には、予告なく受付を締め切ります。
・受付期間外に提出された書類は受付しません。

・提出書類

補助金の交付を受けようとするときは、別表第４に掲げる「補助金交付申請書（様式第１号)」及び「添付書類」を提出してください。

申請書類等は、やまなし家庭用省エネ設備等補助金事務局へ、郵送又は持参により２部（原本２部又は原本１部と写し１部）を提出してください。紛失等を防ぐため、封筒には「家庭用省エネ設備等導入支援事業費補助金申請書類在中」と記入してください。

別表第４　補助金交付申請時の提出書類

番号	提出書類
０１	補助金交付申請書（様式第１号）
	・指定様式に必要事項を記入し提出すること
０２	チェックリスト
	・指定様式に必要事項を記入し提出すること
０３	暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと等の誓約書（様式第１号の２）
	・指定様式に必要事項を記入し提出すること
０４	住民票の写し
	・証明日が申請日以前３か月以内でマイナンバーの記載がないものであること ・県内に居住する住宅への補助対象設備の設置であることが確認できるよう、原則、「事業計画書（様式第１号別紙)」の「１　事業概要」に記載する設置場所と住所が同一のものであること（ただし、共同住宅及び長屋等の所有者（オーナー）についてはこの限りではない)
０５	その他知事が必要と認める書類
	事務局又は県から指示があった場合に限り提出

・提出方法、提出先、問い合わせ先

「５．提出方法・提出先・問い合わせ先」を御確認ください。

（２）　交付決定及び通知（要綱第７条）

提出書類に基づき、交付申請の内容が要綱の要件を満たしているか審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定額や交付の条件を定めた「補助金交付決定通知書（様式第２号)」を「補助金交付申請書（様式第１号)」の連絡先に記載の方宛てに郵送します。

補助金の交付決定を受けた者は、「補助金交付決定通知書（様式第２号)」に記載された交付の条件を確認の上、補助対象事業を実施してください。

（注）申請受付は、必要書類が全て提出されたことが確認できた順で受付します。
書類に不備・不足がある場合は受付しませんので御注意ください。
また、申請受付から交付決定までの審査期間は、概ね約１箇月（最大２箇月）程度を要します。補助金交付決定までの間に事業に着手（設備の契約等）する場合は、事項「（３）　交付決定前の事前着手について」のとおり手続を行ってください。

（３）　交付決定前の事前着手について（要綱第９条）

補助金交付決定までの間に事業に着手する場合は、補助金交付決定の前にあらかじめ事前着手届（様式第５号）の提出が必要です。

また、事前着手届が提出された場合であっても、令和８年８月５日以降に着手（発注・契約）した事業が対象になります。

ただし、事前着手届は、補助金の採択（交付決定）を確約するものではありません。

（注）令和８年８月５日以前に着手（発注・契約）したもの、事前着手届に記載の着手予定日よりも前に着手（発注・契約）したものは、補助対象外です。
（注）事前着手に当たっては、交付決定があった場合の実績報告書の提出に備えて、報告に必要となる書類や写真などを確認した上で実施してください。必要書類が整わない場合は、実施内容の確認ができないため、補助金の支払いができません。

３．　補助金の交付決定後の手続き

（１）　補助対象期間について（要綱第７条・第８条）

補助対象期間は、補助金の交付決定を受けた日から、交付決定通知書記載の完了日までです（最長で令和９年５月３１日）。

発注・契約行為は、交付決定を受けてから行ってください（ただし、事前着手届を提出した場合には、この限りではありません）。設備の設置工事、設置の確認、契約相手に対する代金の支払いまでを、交付決定通知書記載の補助対象事業完了予定日までに行ってください。

（注）交付決定通知書に定めた補助対象期間内に事業に着手（契約・発注）し、設備設置にかかる工事の施工や設備の納品、検査・検収、及び経費の支払い等、補助対象設備の設置にかかる手続を全て完了した上で、事業完了後から１か月以内（ただし、最長で令和９年６月１５日まで）に実績報告書を提出する必要があります。

（注）補助事業の交付決定は交付申請者に対して行います。
補助事業にかかる契約等は交付決定を受けた者が行ってください。
交付決定を受けた者以外の方が行った契約等に対しては、補助金をお支払いすることはできません。

（注）補助対象経費の支払い（ローン・クレジット契約を含む。）は交付決定を受けた者が行ってください。交付決定を受けた者以外の方が支払いをした場合は、原則、補助金をお支払いすることはできません。
ただし、交付決定を受けた者が高齢によりローン・クレジット契約を組めない等、やむを得ない事情により支払いができない場合には、報告書にその理由を記載し知事の承認を得た上で、同一生計者に限り支払いを行うことができます。

（２）　交付申請の変更等（要綱第８条）

補助対象者が、交付決定を受けた交付申請について、次に掲げるいずれかの変更等をしようとするときは様式第３号の変更等承認申請書を提出をしてください。

番号	交付申請の変更等の承認申請が必要なとき
1	補助事業の内容（導入する設備の種類や数）を変更しようとするとき
2	補助事業の全部又は一部を中止（補助事業を途中でやめる）し、又は廃止（補助事業を行わない）しようとするとき

【交付申請の変更等の承認申請が必要な「変更」について】
・要綱の要件（補助対象事業、補助対象設備、補助対象者等）を満たさなくなる又は補助額を増額する変更（導入する設備の追加や変更により事業費が増加するもの）が生

じる可能性がある場合であって、主として「補助金交付申請書（様式第１号）別紙「事業計画書」」の内容を変更しようとするときとします。
・上記に該当する変更の可能性がある場合には、事前に速やかにやまなし家庭用省エネ設備等補助金事務局へ相談してください。
・なお、補助金交付決定後に補助金交付申請額を減額する変更の場合（導入する設備に変更がなく、数量のみ減となる場合）は、手続きは不要です。

・提出期限

事前に速やかにやまなし家庭用省エネ設備等補助金事務局へ相談の上、事務局の指示に従い、変更等の理由が生じた日から起算して１０日を経過した日までに提出してください。

・提出書類

次に掲げる「補助金交付変更等承認申請書（様式第３号)」及び「添付書類」を提出してください。

書類等は、やまなし家庭用省エネ設備等補助金事務局へ、郵送又は持参により２部（原本２部又は原本１部と写し１部）を提出してください。紛失等を防ぐため、封筒には「家庭用省エネ設備等導入支援事業費補助金変更等承認申請書類在中」と記入してください。

別表第５　補助金交付変更等承認申請時の提出書類

番号	提出書類
０１	補助金変更等承認申請書（様式第３号）
	指定様式に必要事項を記入し提出すること
０２	事業計画書（様式第１号別紙）
	「補助金交付変更等承認申請書」に記載の「変更等の内容」を反映した「補助金交付申請書」の別紙（事業計画書）を提出すること
０３	補助事業の変更等の内容を確認できる書類
	「補助金交付変更等承認申請書」に記載の「変更等の内容」を踏まえ、０１、０２以外に変更等の内容の確認に必要な書類があれば提出すること
０３	交付申請時に提出した書類のうち変更等となる書類
	「補助金交付変更等承認申請書」に記載の「変更等の内容」を踏まえ、変更等となる添付書類があれば提出すること

・提出方法、提出先、問い合わせ先

「５．提出方法・提出先・問い合わせ先」を御確認ください。

・変更等承認及び通知

提出書類に基づき、変更等承認申請の内容が要綱の要件を満たしているか審査し、引き続き補助金を交付すべきものと認めるときは、「補助金交付変更等承認通知書（様式第４

号）を「補助金交付申請書（様式第１号)」の連絡先に記載の方あてに郵送します。

（３）　実績報告書（要綱第１０条）

交付決定を受けた補助対象事業を完了したときに提出をしてください。

・提出期限

交付決定を受けた補助対象事業を完了した日から起算して１箇月を経過した日又は令和９年６月１５日（火）のいずれか早い期日までに提出してください。

・提出書類

次の別表第６に掲げる「補助金実績報告書（様式第６号)」及び添付書類を提出してください。

書類等は、やまなし家庭用省エネ設備等補助金事務局へ、郵送又は持参により２部（原本２部又は原本１部と写し１部）を提出してください。紛失等を防ぐため、封筒には「家庭用省エネ設備等導入支援事業費補助金実績報告書類在中」と記入してください。

別表第６（１）　補助金実績報告時の提出書類

番号	提出書類
０１	補助金実績報告書（様式第６号）
	・指定様式に必要事項を記入し提出すること
０２	チェックリスト
	・指定様式に必要事項を記入し提出すること
０３	補助金交付決定通知書（様式第２号）の写し
	・郵送された「補助金交付決定通知書」の写しを提出すること
０４	補助対象設備の導入場所の写真
	・補助対象設備の導入場所を確認できる写真（工事後）及び「補助金実績報告書」の「補助対象設備（補助対象設備の概要)」に記載する形式等が確認できる写真を提出すること。補助対象設備の導入場所を確認できる写真（工事後）の具体的な内容は、申請する設備に応じて次のとおりとする。 【エコキュート、エネファーム、ハイブリッド給湯機、おひさまエコキュート】 ①室外機、給湯タンク、コントロールパネルの設置状況が確認できる画像 ②設備の品番を確認できる写真　※品番が読み取れるように撮影すること。 【エコジョーズ】 ①屋外の本体、室内コントロールパネルの設置状況が確認できる画像 ②設備の品番を確認できる写真　※品番が読み取れるように撮影すること。 【太陽熱温水機】 ①太陽熱温水機の設置状況が確認できる写真 ②コントロールパネルの設置状況が確認できる画像 【エアコン】 ①室外機、室内機の設置状況が確認できる画像 ②設備の品番を確認できる写真　※品番が読み取れるように撮影すること。 【ペレットストーブ】 ①ペレットストーブ及び煙突の設置状況が確認できる写真 ②設備の品番を確認できる写真　※品番が読み取れるように撮影すること。

別表第６（２）　補助金実績報告時の提出書類

番号	提出書類
０４	【Ｖ２Ｈ】 ①Ｖ２Ｈの設置状況が確認できる写真 ②設備の品番を確認できる写真　※品番が読み取れるように撮影すること。
０５	補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し
	・メーカー保証書等の発行期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した事業者等が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し添付することにより、これに代えることができる。
０６	対象設備が適切に設置されたことを証する書類の写し
	・設置工事請負契約書、工事完了報告書、引き渡し書等
０７	補助対象事業の支払を明らかにする書類（領収書等）の写し
	・補助対象経費を支払ったことが確認できるものであること ・ローン・クレジット契約のため領収書等の発行がない場合は、ローン・クレジット契約書の写しを提出すること
０８	補助金の振込先が分かる書類
	・「補助金実績報告書」の「事業実績報告書」（様式第６号別紙）の「６　補助金の振込先口座」に記載する、振込先口座の情報の全てを確認できる通帳の写しを提出すること。なお、振込先口座は補助対象者名義の口座に限る。
０９	太陽光発電設備の設置状況写真（パネルの設置状況、パワコンの設置状況） ※再エネ設備を導入した場合のみ必要
	・屋根上に太陽光発電設備が載っていることを確認できる写真 ※設置されたモジュール（太陽光パネル）が確認できるように撮影すること。 ・パワーコンディショナーが設置されたことが確認できる写真 ・パワーコンディショナーの品番を確認できる写真
１０	設置した設備の型番、省エネ性能を確認することができるカタログの写し又はメーカーホームページを印刷したもの（該当箇所のみで可）
	・導入した設備について、交付要綱別表第１－１に示す要件を確認することができる資料（カタログ、メーカー公式ホームページ等の写し）を添付すること ・ペレットストーブを導入した場合には、「日本ペレットストーブ工業会が定めるペレットストーブの定義に適合する機種であること」及び「過去にペレットストーブ設置の施工実績があり、保守点検の実施体制を有する事業者から購入し設置すること」が確認できる書類を添付すること。
１１	設備導入の同意書
	・申請者と補助対象設備の導入場所の土地・建物の所有者が、異なる場合（土地・建物の所有者が親族の場合や賃貸住宅の入居者が設備を導入した場合等）に提出すること。 ・必要な同意を得た上で、指定様式に必要事項を記入し、提出すること ・土地所有者と建築物所有者の双方が異なる場合、土地所有者と建築物所有者の双方分を提出すること。
１２	その他知事が必要と認める書類
	・事務局又は県から指示があった場合に限り提出すること

・提出期限

交付決定を受けた補助対象事業を完了した日から起算して１箇月を経過した日又は令和９年６月１５日（火）のいずれか早い期日までに提出してください。

（４）　年度終了実績報告書（要綱第１０条）

補助事業の実施が翌年度にわたる場合は、年度終了実績報告書を提出してください。

・提出書類

「補助金年度終了実績報告書（様式第７号)」を提出してください。

書類等は、やまなし家庭用省エネ設備等補助金事務局へ、郵送又は持参により２部（原本２部又は原本１部と写し１部）を提出してください。紛失等を防ぐため、封筒には「家庭用省エネ設備等導入支援事業費補助金実績報告書類在中」と記入してください。

・提出方法、提出先、問い合わせ先

「５．提出方法・提出先・問い合わせ先」を御確認ください。

（５）　額の確定及び支払（要綱第１１条及び第１２条）

提出書類に基づき、報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「補助金額確定通知書（様式第８号）」を「補助金実績報告書（様式第６号）」の連絡先に記載の方あて郵送するとともに、「補助金実績報告書（様式第６号）」で指定された振込先口座へ補助金を振り込みます。

なお、交付すべき補助金の額を確定するに当たり、要綱第１６条に基づき、必要に応じて、現地調査等を実施することがあります。

４．　補助金の支払後の手続

（１）　交付決定の取消等及び返還（要綱第１３条及び第１４条）

補助対象者が、次に掲げるいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することがあります。また、当該交付決定の全部または一部の取消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

別表第７　交付決定の取消等及び返還

番号	交付決定の取消し又は変更する場合
１	偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
２	補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
３	要綱第１８条の規定に違反して承認を受けないで補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した場合
４	第８条の規定による申請を行わずに、事業内容等を変更した場合（ただし、変更申請が不要な場合を除く）
５	前１～４の場合ほか、補助事業に関し交付決定の際、付した条件に違反した場合又は知事の指示に従わなかった場合

（注）補助金の交付決定通知書を受け取った場合であっても、将来的な補助金の支払いを保証するものではありません。事業完了後の実績報告書を審査し、申請時と異なる設備を購入している場合や関係法令を遵守した施工を行っていない場合などが判明したときは、補助金額を減額するか又は全額補助対象外として補助金を支払わない場合があります。

（２） 書類の保管（要綱第１５条）

補助対象者は補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しておかなければなりません。

（３） 検査等（要綱第１６条）

補助対象事業の適正を期するために必要があるときは、県が、補助対象者に対し報告を求め、又は職員を立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせる場合があります。

上記の検査等により、要綱第１６条に規定する関係法令又は要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、補助対象者に対し、適合させるための措置をとることを命ずる場合があります。

（４） 財産の管理等（要綱第１７条）

補助対象者は、取得財産等については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

（５） 財産処分の制限（要綱第１８条）

補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備、機械及び器具その他の財産（以下「処分制限財産」という。）を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数の期間（処分制限期間）内において、処分が制限されます。

補助金の交付の目的に反して処分する（使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）ときは、事前に県に「財産処分承認申請書（様式第９号）」を提出し、承認を受けなければなりません。なお、処分の承認にあたっては、補助金の全部又は一部の納付を求める場合があります。

（６） 調査等への協力（要綱第１９条）

補助対象者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後においても、県が行う補助金の事業効果等（導入したによるの消費電力の削減量等）の把握のために必要となる調査等に協力を求めることがあります。

なお、調査等への協力を求める場合は、「補助金実績報告書（様式第６号）」の連絡先

に記載の方あて、電子メール等により連絡することを想定していますので、あらかじめ御了承ください。

また、調査等の結果について、補助対象設備の種類、導入方法及び消費電力の削減量等を県が公表しようとする場合は、協力をお願いします。

５．　提出方法・提出先・問い合わせ先

（１）　提出方法・提出先

各種申請書類等は以下の宛先まで郵送又は持参により２部（原本２部又は原本１部と写し１部）を提出してください。

【宛先】
〒400-0058　甲府市宮原町608-1　㈱サンニチ印刷BPOセンター内
やまなし家庭用省エネ設備等補助金事務局　あて

○注意事項
・提出書類はA4サイズ（A3サイズの折り込み可）とし、提出書類の順番にファイルに綴じた上で提出してください。
・原則として、提出書類は返却しませんので、要綱第１５条に基づく補助対象事業の経理に係る証拠書類の整理・保存のため、提出書類の控えが必要な場合は、申請者自身が作成し、保存してください。
・提出書類の受付順は、提出先の宛先に提出書類が到着した日時で判断します。消印ではありませんので、時間に余裕を持って郵送してください。なお、１８時以降に到着した提出書類については、翌日分として取り扱います。
・郵送により提出する場合、書類の到着については、個別に連絡はしませんので、簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。なお、送料は申請者側で負担してください。

（２）　問い合わせ先

ご質問は、以下の電話番号にお問い合わせください。

事務局名	：やまなし家庭用省エネ設備等補助金事務局
所在地	： 〒400-0058　甲府市宮原町 608-1　㈱サンニチ印刷 BPO センター内
電話番号	： 050-5784-5561
Mail	： syoene@sannichi-p.co.jp

６．　補助対象設備となる機種の調べ方について

本補助金では、５ページの別表第１（１）及び６ページの別表第１（２）の要件を満たす設備を補助対象とします。各設備において、どの機種が要件を満たすかについては、メーカーのHPやカタログで省エネ性能等の仕様を確認するか、次に示す国等が実施する補助制度等のHPで公開している機種のリストやその他基準等を参考にしてください。

別表第８（１）　補助対象設備となる機種の確認方法（省エネ設備）

補助対象設備 （一 省エネ設備）	補助対象設備となる機種の確認方法
エコキュート	【対象機種の確認方法】 「住宅省エネ2026キャンペーン」を検索→TOPページ→ページ下部「補助金利用のための関連情報検索」→「補助対象製品の検索」→特定エコ住宅設備の設置からエコキュートを選択→各メーカーの対象一覧 ※一覧表掲載の機種の内、**給湯省エネの列に〇が付く機種は、本補助金の要件を満たしています。みらいエコ住宅の列のみに〇が付く機種は、対象外です。** 【URL・QRコード】 https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/manufacturer/search/product/high-efficiency-water-heater-ec 【要件】 省エネ法上のトップランナー制度における、2025年度目標基準値以上の性能を備えたもの
エコジョーズ	【対象機種の確認方法】 「住宅省エネ2026キャンペーン」を検索→TOPページ→ページ下部「補助金利用のための関連情報検索」→「補助対象製品の検索」→特定エコ住宅設備の設置からエコジョーズを選択→各メーカーの対象一覧 ※一覧表掲載の機種は、本補助金の要件を満たしています。 【URL・QRコード】 https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/manufacturer/search/product/high-efficiency-water-heater-ej 【要件】 給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること

別表第８（２）　補助対象設備となる機種の調べ方（省エネ設備）

補助対象設備 （一 省エネ設備）	補助対象設備となる機種の調べ方
エネファーム	【対象機種の確認方法①（住宅省エネ2026キャンペーン）】 「住宅省エネ2026キャンペーン」を検索→TOPページ→ページ下部「補助金利用のための関連情報検索」→「補助対象製品の検索」→特定エコ住宅設備の設置からエネファームを選択→各メーカーの対象一覧 ※一覧表掲載の機種は、本補助金の要件を満たしています。 【URL・QRコード①（住宅省エネ2026キャンペーン）】 https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/manufacturer/search/product/high-efficiency-water-heater-en 【対象機種の確認方法②（(一社）燃料電池普及促進協会（FCA））】 「一般社団法人燃料電池普及促進協会」を検索→TOPページ→「機器登録」→「機器登録リスト」→「エネファームの機器登録リスト」 ※一覧表掲載の機種は、本補助金の要件を満たしています。 【URL・QRコード②（(一社）燃料電池普及促進協会（FCA））】 http://fca-enefarm.org/index.html 【要件】 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品であり、インターネットに接続可能な機種で、気象情報と連動することで、停電が予想される場合に稼働を停止しない機能を有するものであること
ハイブリッド給湯機	【対象機種の確認方法】 「住宅省エネ2026キャンペーン」を検索→TOPページ→ページ下部「補助金利用のための関連情報検索」→「補助対象製品の検索」→特定エコ住宅設備の設置からハイブリッドを選択→各メーカーの対象一覧 ※一覧表掲載の機種の内、**給湯省エネの列に〇が付く機種は、本補助金の要件を満たしています。みらいエコ住宅の列のみに〇が付く機種は、対象外です。** 【URL・QRコード】 https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/manufacturer/search/product/high-efficiency-water-heater-hb 【要件】 ・熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器であること ・一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が108%以上のものであること

別表第８（３）　補助対象設備となる機種の調べ方（省エネ設備）

補助対象設備 （一 省エネ設備）	補助対象設備となる機種の調べ方
太陽熱温水機	【対象機種の確認方法】 「住宅省エネ2026キャンペーン」を検索→TOPページ→ページ下部「補助金利用のための関連情報検索」→「補助対象製品の検索」→エコ住宅設備の設置から太陽熱利用システムを選択→各メーカーの対象一覧 ※一覧表掲載の機種は、本補助金の要件を満たしています。 【URL・QRコード】 https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/manufacturer/search/product/solar-heat-system 【要件】 強制循環式のもので、JIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること）
高効率 エアコン（小）	【対象機種の確認方法】 「省エネ型製品情報サイト」を検索→TOPページ→左上カラムからエアコン2027を選択→製品検索→**目標年度2027年基準**の機種一覧表示 ※一覧表掲載の機種の内、多段階評価点☆3.0 以上または、省エネ基準達成率100％以上の機種が本補助金の要件を満たしています。 【URL・QRコード】 https://seihinjyoho.go.jp/index.html 【要件】 ・経済産業省 資源エネルギー庁が定める「統一省エネラベル」において省エネ性能(目標年度2027年基準)☆3.0 以上、又は、2027年度省エネ基準達成率100％以上 ・暖房能力3.6kW 未満の機種 ※暖房能力は「暖房標準能力(外気7℃)」により判断してください。

別表第８（４）　補助対象設備となる機種の調べ方（省エネ設備）

補助対象設備 （一 省エネ設備）	補助対象設備となる機種の調べ方
高効率 エアコン（大）	【対象機種の確認方法】 「省エネ型製品情報サイト」を検索→TOPページ→左上カラムからエアコン2027を選択→製品検索→**目標年度2027年基準**の機種一覧表示 ※一覧表掲載の機種の内、多段階評価点☆3.0 以上または、省エネ基準達成率100％以上の機種が本補助金の要件を満たしています。 【URL・QRコード】 https://seihinjyoho.go.jp/index.html 【要件】 ・経済産業省 資源エネルギー庁が定める「統一省エネラベル」において省エネ性能(目標年度2027年基準)☆3.0 以上、又は、2027年度省エネ基準達成率100％以上 ・暖房能力3.6Kw 以上の機種 ※暖房能力は「暖房標準能力(外気7℃)」により判断してください。
ペレット ストーブ	【補助対象となるペレットストーブの定義の確認方法】 「一般社団法人日本ペレットストーブ工業会」を検索→TOPページ→ページ下部「ペレットストーブ」→ペレットストーブの定義（令和6年11月21日付け：一部改訂） 【URL・QRコード】 https://pstove.jp/pelletstove/ 【要件】 ・一般社団法人日本ペレットストーブ工業会が定めるペレットストーブの定義（令和6年11月21日付け：一部改訂）に適合する機種であること ・過去にペレットストーブ設置の施工実績があり、保守点検の実施体制を有する事業者から購入し設置すること

別表第８（５）　補助対象設備となる機種の調べ方（再エネ設備）

補助対象設備 （一 再エネ設備）	補助対象設備となる機種の調べ方
おひさま エコキュート	【検索方法】 エコキュートを取り扱うメーカーや電気事業者のHPから「おひさまエコキュート」を検索 ※「おひさまエコキュート」として販売されているものが対象となります。 【URL・ハイパーリンク】 － 【要件】 ・インターネットに接続可能な機種で、昼間の再エネ電気を積極的に自家消費する機能を有するもの ・おひさまエコキュートとして販売されているもの
Ｖ２Ｈ	【検索方法】 「(一社) 次世代自動車振興センター」を検索→TOPページ「V2H充放電設備・外部給電器補助金」→V2H充放電設備→V2Hについて詳しくはこちら→応募要領等→補助対象V2H充放電設備一覧→PDF（別紙１型式ごとの補助金交付額） ※一覧表掲載の機種は、本補助金の要件を満たしています。 【URL・ハイパーリンク】 https://www.cev-pc.or.jp/ 【要件】 ・国が実施する「充電設備・V2H 充放電設備・外部給電器補助金」補助事業において、補助対象とされている設備であること